

パブリックコメント手続の結果公表

貴重なご意見等をお寄せいただきありがとうございました。皆様からのご意見等の概要及び市議会の考え方を公表します。

- ・ 政策等の名称

成田市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の骨子

- ・ 意見等の募集期間

令和4年12月15日 から 令和5年1月16日

- ・ 意見等の件数

2件 （1人）

- ・ 担当課

議会事務局

成田市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の骨子について提出された意見の概要と市議会の考え方（案）

番号	項目	提出された意見の概要	市議会の考え方
1	総括意見	議員、会派において個人情報保護が隠れ蓑になり、議会の透明性が確保できなくなる恐れがある。	成田市議会の個人情報の保護に関する条例は、議会が保有する個人情報（議員名簿、請願・陳情の署名簿、傍聴人受付簿等）の適正な取扱いを規定するものであり、成田市議会基本条例第20条第2項及び第3項で規定する政務活動費に関し、その運用を変更するものではありません。
2	第3章 個人情報ファイル	成田市議会基本条例第20条第2項 議員の政務活動費の用途については透明性が確保できるのか。 同条第3項 議長は政務活動費の収支報告書を議員、会派に対して積極的に公表させることができるのか。	しかしながら、議会の透明性の確保については、開かれた議会を目指す成田市議会として重要であると考えますので、引き続き議会基本条例に基づき、議会の透明性の確保を図って参ります。
	第4章 開示、訂正及び利用停止	従って、成田市議会において、個人情報保護条例が出来ることで、議会の透明性が損なう恐れが出てきた。	